



申7号「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」団体交渉実施！～その⑥～

3月11日に開催した団体交渉において、安全衛生委員会と経営協議会の項目が本部一本社間の議論が継続中であることにより、継続議論となっていました。4月24日に団体交渉を行いました。

④安全衛生委員会の任務を明確にし、調査・審議できる体制を構築すること。

確認事項 安全や社員の健康管理に関わる議論のレベルの向上を図っていく。

組合：安全衛生委員会の開催方法を明らかにすること。

会社：労働安全衛生法等の関係法令に則り、各事業場で月1回以上開催することとなる。

組合：水戸事業本部区分5について、8つの職場が1つの事業所となる。安全衛生委員の選出方法について明らかにすること。

会社：現行の水戸支社と各設備技術センターの総数は600名程度となり、委員数は10名であるが、安全衛生委員会委員長判断で4名増やすことが出来る。安全レベルの向上を図るため、各設備職場から委員を選出するのが良いと考える。

組合：退避遅延や線路閉鎖前での作業開始、線路閉鎖外での作業による触車など事故が絶えない状況である。安全や衛生に関わる議論を行うために、現行の安全衛生委員会の体制を維持すること。

会社：退避遅延や線路閉鎖に関わる事象は各設備技術センターと共通の項目もあり、より一層議論できる考えである。また、安全衛生委員会以外でも安全に関わる議論を行う考えである。

組合：電力設備技術センターの場合、電車線・電灯・変電など設備技術センターの中でも各部門で分けられている職場もある。安全衛生委員会は現行の体制を維持すべきである。

会社：安全衛生委員会メンバーは各職場の知識を有している社員が担う考えである。安全衛生委員会は各設備職場から委員を選出していくことを検討している。

組合：安全衛生委員会の開催時間や回数について、制限を設けず安全や健康管理の議論ができる時間を確保すること。

会社：安全衛生委員会は月1回以上と定められているが、委員長判断で時間の延長や回数の増加等も出来る。安全や衛生に関わる議論レベルを上げて、安全や社員の健康管理に関わる議論を確保する考えである。また、冷蔵庫の点検や乗務員宿泊所等の点検も行っている。年間スケジュールを立て、安全や健康に関わるリスク低減を図っていく考えである。

組合：安全衛生委員会の体制は現行を維持することが望ましいと考えるが、施策実施期日も迫っている状況である。施策実施後も問題点等があれば議論していく。また、本部一本社の議論経過の通り、行政の指導があれば安全衛生委員会の体制や区分の変更等を行うこと。

会社：行政の指導や体制変更があれば変更する場合もある。具体的な提起があれば、今後も議論を行う考えである。

⑤事業本部設置後も経営協議会等を通じて、各事業本部と事業計画や安全に関わる議論を行える体制を構築すること。

確認事項 各事業本部と事業計画や安全に関わる議論を今後も行える体制を構築する。

組合：事業本部設置後における経営協議会等の開催について、考えを明らかにすること。

会社：経営協議会は協約に則り取り扱い、行う考えである。事業計画の議論について、各事業本部の説明ができる方が入り議論を行う考えである。安全に関わる議論については、幹事間で調整する考えである。

組合：土浦・水戸・浜通りの事業計画や安全に関わる議論を行える体制を構築すること。

会社：事業計画や安全に関わる議論を今後も行っていく考えである。

JR東労組に結集し、安全・健康・ゆとり・働きがいをつくりだそう！